

定期予防接種における接種間隔・対象年齢の考え方

① 接種間隔

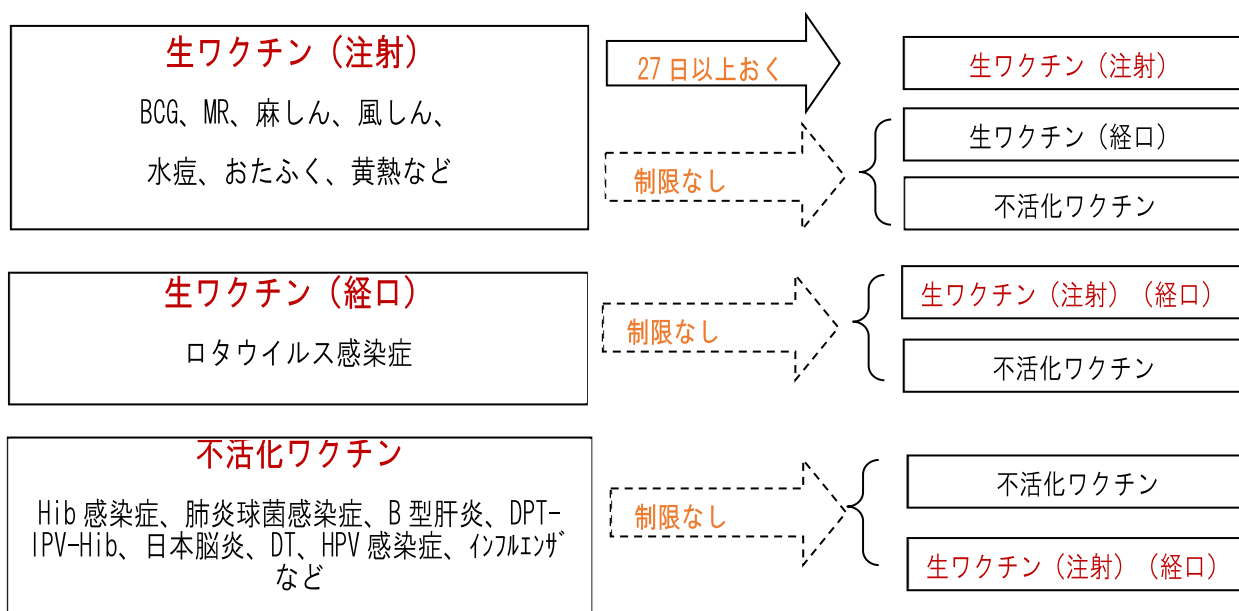
接種間隔の起算日（1日目）は、民法140条の規定により接種した日の翌日となります。

異なる種類の予防接種を行う場合、生ワクチン（注射）を接種から、次の生ワクチン（注射）接種のみ27日以上の間隔（4週間後の同じ曜日から接種可）をおきます。

ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス感染症、五種混合や日本脳炎など、同じ種類の予防接種を連続して行う場合は、それぞれのワクチン毎に定められた接種間隔で接種します。

※医師が特に必要と認めた場合は、2種類以上の予防接種を同時に行うことができます。

異なる種類の予防接種を行うまでの接種間隔



例) ある月の1日（月）に生ワクチン（注射）を接種した場合は、4週後の29日（月）以降に生ワクチン（注射）が接種可能となる。

日	月	火	水	木	金	土
	1 (接種日)	2 (1日目)	3 (2日目)	4 (3日目)	5 (4日目)	6 (5日目)
7 (6日目)	8 (7日目)	9 (8日目)	10 (9日目)	11 (10日目)	12 (11日目)	13 (12日目)
14 (13日目)	15 (14日目)	16 (15日目)	17 (16日目)	18 (17日目)	19 (18日目)	20 (19日目)
21 (20日目)	22 (21日目)	23 (22日目)	24 (23日目)	25 (24日目)	26 (25日目)	27 (26日目)
28 (27日目)	29 (28日目)	30 (29日目)				

接種間隔の考え方

予防接種における接種間隔の考え方は、民法第 140 条および第 143 条が適用されます。

接種間隔等	用例
二十七日の間隔を置く	4 月 1 日に接種した場合、1 日の間隔を置いた日とは、4 月 2 日を間に挟んだ 4 月 3 日となる。 同様に考えて、二十七日の間隔を置いた日とは、4 月 2 日から 4 月 28 日までを間に挟んだ 4 月 29 日となる。 4 月 1 日に接種を行い、『 <u>二十七日以上</u> の間隔を置いて接種』といった場合、『4 月 29 日 <u>以降</u> に接種』という意味になる。
七月の間隔を置く	1 月 1 日に接種した場合、7 か月後の同日の前日となる 7 月 31 日に 7 か月経過したと考える。したがって、七月の間隔を置いた日とは、8 月 1 日となる。 なお、7 月 30 日に接種した場合など、7 か月後の 2 月の同日となる日が存在しない場合は、翌月の 1 日である 3 月 1 日となる。 1 月 1 日に接種を行い、『 <u>七月以上</u> の間隔をおいて接種』といった場合、『8 月 1 日 <u>以降</u> に接種』という意味になる。

(参考) 民法第百四十条 (期間の起算)

日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りではない。

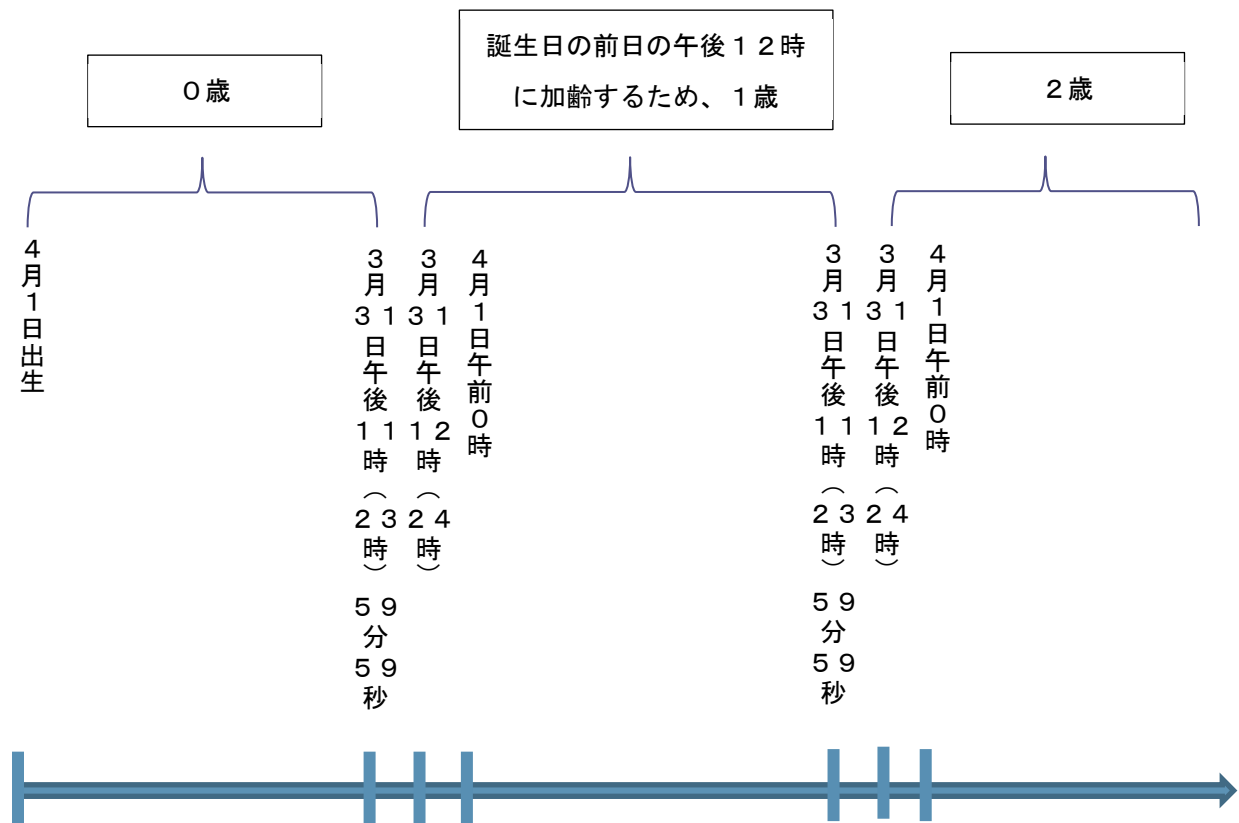
(参考) 民法第百四十三条 (暦による期間の計算)

- 1 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。
- 2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

② 被接種者の対象年齢

予防接種における年齢の考え方は、年齢計算ニ関スル法律の規定により民法第 143 条を準用するため、誕生日の前日 24 時（午後 12 時）に年齢が加算されます。

■年齢の解釈方法（4 月 1 日生まれ）を想定



このことを踏まえ、予防接種実施規則や実施要領に規定される接種間隔等の文言については、以下のように解釈します。

接種間隔等	考え方	用例
○歳に達した時	誕生日の前日 (24 時) に 1 歳年をとる	2020 年 4 月 1 日生まれの人であれば、2021 年 3 月 31 日 24 時に 1 歳に達した意味になる。
○歳に達するまで	誕生日の前日 (24 時) に 1 歳年をとる	2020 年 4 月 1 日生まれの人で『1 歳に達するまで』といった場合、『2021 年 3 月 31 日まで』という意味になる。 ※『達するまで』は、『至るまで』、『至った日まで』と同義で、3 月 31 日を含みます
○歳以上	誕生日の前日 (24 時) に 1 歳年をとる	2020 年 4 月 1 日生まれの人で『1 歳以上から接種可能』といった場合、『2021 年 3

		月 31 日から接種可能』という意味になる。 ※真夜中の 24 時に接種を受けることは通常想定されないため、日中でも接種可能となっている
○歳未満	誕生日の前日(24 時)に 1 歳年をとる	2020 年 4 月 1 日生まれの人であれば、2021 年 3 月 31 日 24 時に 1 歳になるので、『1 歳未満まで接種可能』といった場合、『2021 年 3 月 31 日まで接種可能』という意味になる。
○歳に至った日	誕生日の前日(24 時)に 1 歳年をとる	2020 年 4 月 1 日生まれの人であれば、1 歳に至った『日』は、『2021 年 3 月 31 日』を指す。(3 月 31 日は含まれます)
○歳に至った日の翌日	誕生日の前日に 1 歳年をとる	2020 年 4 月 1 日生まれの人であれば、2021 年 3 月 31 日に 1 歳に至るので、1 歳に『至った日の翌日』といった場合、『2021 年 4 月 1 日』を指す。
○歳に至るまで	誕生日の前日(24 時)に 1 歳年をとる	2020 年 4 月 1 日生まれの人で『1 歳に至るまで』といった場合、『2021 年 3 月 31 日まで』という意味になる。(3 月 31 日は含まれます)
生後 1 月に至るまで	単位が月になった場合、翌月の同日の前日に 1 カ月経過したと考える	4 月 1 日生まれの人で『生後 1 月に至るまで』といった場合、翌月の同日(5 月 1 日)の前日(4 月 30 日)に生後 1 カ月を迎えたと考える。 なお、1 月 31 日生まれの人など、翌月の同日となる日が存在しない場合は、翌月の最後の日(2 月 28 日)に生後 1 カ月を迎えたと考える。
○歳に至るまでの間	誕生日の前日(24 時)に 1 歳年をとる	2020 年 4 月 1 日生まれの人であれば、『1 歳に至るまでの間』といった場合、『2021 年 3 月 31 日になるまで』という意味になる。
生後 3 月から生後 6 月 に至るまでの間	単位が月になった場合、翌月の同日の前日に 1 カ月経過したと考える	2020 年 4 月 1 日生まれの人であれば、7 月 1 日の前日(6 月 30 日)に生後 3 月、10 月 1 日の前日(9 月 30 日)に生後 6 月を迎えたと考えます。 したがって、『生後 3 月から生後 6 月に至るまでの間』とは、『6 月 30 日から 9 月 30 日の期間内』という意味になります。

出生〇週〇日後から	・生まれた日の翌日から起算して、生まれた日の翌日を出生0週1日後と考える ・『出生〇週〇日後から』とは、『〇週〇日後』の日を含む	2020年4月1日生まれの人であれば、『出生1週後から』とは、『2020年4月8日』という意味になります。（4月8日は含まれます）
出生〇週〇日後まで	・生まれた日の翌日から起算して、生まれた日の翌日を出生0週1日後と考える ・『出生〇週〇日後から』とは、『〇週〇日後』の日を含む	2020年4月1日生まれの人であれば、『出生1週6日後まで』とは、『2020年4月14日まで』という意味になります。（4月14日は含まれます）

例) ある月の1日（月）に出生した場合

- 出生1週後から ➡8日（月）から
- 出生1週6日後まで ➡14日（日）まで

日	月	火	水	木	金	土
	1 (出生)	2 (0週1日後)	3 (0週2日後)	4 (0週3日後)	5 (0週4日後)	6 (0週5日後)
7 (0週6日後)	8 (1週0日後)	9 (1週1日後)	10 (1週2日後)	11 (1週3日後)	12 (1週4日後)	13 (1週5日後)
14 (1週6日後)	15 (2週0日後)	16 (2週1日後)	17 (2週2日後)	18 (2週3日後)	19 (2週4日後)	20 (2週5日後)